

南九監第570号
令和7年11月14日

南九州市長 塗木 弘幸 殿
南九州市公営企業管理者 塗木 弘幸 殿
南九州市議会議長 今吉 賢二 殿
南九州市選挙管理委員会委員長 門園 博徳 殿
南九州市農業委員会会长 本木下 裕一 殿
南九州市教育委員会教育長 有馬 勉 殿

南九州市監査委員 有水秀男
南九州市監査委員 日置友幸

令和7年度定期監査の結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

3 監査の対象

予算執行状況調書作成日現在の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査対象の部署から事前に資料の提出を求め、これらを基に関係書類及び帳票等を試査により書類審査を実施した。審査の進行に伴い、財務に関する事務の執行等について所管課長等から説明を受けるとともに、必要に応じて関係職員への質問を行い、地方自治法第2条第14項（事務処理の能率性）及び同条第15項（組織及び運営の合理化）で規定される趣旨に従ってなされているかに主眼を置き監査した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 実施日程

令和7年10月3日	税務課、防災安全課、教育総務課、財政課
令和7年10月7日	茶業課、農業振興課、市民生活課
令和7年10月10日	建設課、新庁舎建設推進課、社会教育課、水道課、選挙管理委員会事務局
令和7年10月15日	長寿介護課、学校教育課、学校給食センター、企画課
令和7年10月17日	農業委員会事務局、耕地林務課、福祉健康課
令和7年10月21日	こども未来課、まちづくり推進課、都市政策課、総務課
令和7年10月27日	保健体育課、商工観光課、知覧特攻平和会館、文化財課、議会事務局、会計課、監査委員事務局

7 監査の結果及び意見

(1) 共通事項

財務に関する事務事業において、執行状況、管理運営に係る事業及び収入支出事務並びに備品台帳を監査した結果、概ね適正に処理され、効率的かつ公正な運営が確保されているものと認められた。

なお、監査を実施するなかで、軽微な注意事項についてはその都度口頭で指摘したが、法令の規定に違反していると認められるものや、著しく適性を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認められる事項は特に無かった。

(2) 個別事項

① 予算の流用・充用について

予算の流用及び充用は当初予算では想定していなかった事案が発生し、かつ補正予算で対応するには時間的余裕がない場合に限られる措置である。特に市が相手方に損害を与えた場合に支出する補償金等については、その性質から支出には高い透明性が求められるため、補正予算での対応が望ましい。

しかし、今回の定期監査において、補償金について流用及び充用にて支出しているケースが複数件確認された。

よって、今後においては流用及び充用での対応は必要最低限にとどめ、特に補償金等については、金額に関わらず議会の議決により対応することを基本として適切に対処していただきたい。

② 事務手続の基本徹底について

先述の補償金を市が支払った複数のケースは、いずれも職員のケアレスミスに起因していた。

よって、今回のケースをきっかけとして、改めて全庁的に事務手続きの基本の重要性を再認識していただき、市の信用失墜に繋がらないように努めていただきたい。